東日本大震災と所得税の確定申告

東日本大震災により被災された皆様には心より御見舞い申し上げます。
さて、今般の大震災による被害については、災害減免法による指定地域以外の納税者につきましても、所得税法にて税負担を軽減する所得控除の規定があります。
次のＡ又はＢに該当する方は、下記【手続】に示す各資料が必要となります。

Ａ　義援金等を支出した方　⇒　寄付金控除

【適用範囲】

①国や著しい被害が発生した地方公共団体への直接寄付
②日本赤十字の「東日本大震災義援金」口座への直接寄付
③新聞・放送等の報道機関への直接寄付で最終的に上記①に拠出される寄付
④社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」としての直接寄付
⑤その他公益法人等への義援金で最終的に上記①に拠出される寄付

【控除額】

「震災関連寄付金(所得金額の 80%限度)－２千円」が所得金額から控除

【手　続】

確定申告所に寄付金に関する事項を記載し義援金等を支出したことが確認できる書類の添付が必要となります。

具体的には、国・地方公共団体が発行する証明書、領収書、受領書、募金団体が発行する預り証、郵便局等の振込票の控え等になります。

Ｂ　住宅の瓦屋根工事や壁のひび割れ補修工事等をした方　⇒　雑損控除

【適用範囲】

自己又は自己と生活を一にする配偶者その他の親族の有する住宅、家財等の生活に通常必要な資産について災害による損失を生じた場合

【控除額】

次の①②のいずれか多い方の金額
①災害等による損失額(保険金による補填額を除く)－所得金額×10%
②災害関連支出の金額(保険金による補填額を除く)－５万円
但し原状回復以上の強度高める為の工事は対象外です。
被災地域ではない場合は、①の損失額でなく②の支出額が所得から控除

【手　続】

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載し支出の領収書を添付します。
また、受取保険金がある場合には関係書類の提示をお願いします。